



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
5月31日
第516号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 規 則	
※滋賀県税規則の一部を改正する規則 (税政課)	1
○ 告 示	
※滋賀県建設工事請負契約約款の一部改正 (監理課)	12
令和6年度陸上、海上および航空自衛官候補生の募集 (市町振興課)	12
滋賀県農業技術振興センターの農産物の販売に係る生産品売払代金の徴収事務の委託 (みらいの農業振興課)	12
道路区域の変更 (道路保全課)	12
都市計画法に基づく公聴会の開催 (都市計画課)	13
○ 公 告	
令和7年度滋賀県立総合保健専門学校学生募集公告 (医療政策課)	14
国道8号彦根～東近江 (仮称)に係る環境影響評価準備書に対する知事の意見の公告 (環境政策課)	17
争議行為の通知公告 (労働雇用政策課)	19
令和6年経営事項審査実施公告 (監理課)	19
一般競争入札の公告 (警察本部会計課)	22
随意契約の相手方決定の公告 (人事課)	23
○ 健康福祉事務所告示	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定 (南部)	24
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (南部)	24
○ 農業農村振興事務所公告	
土地改良区役員退任および就任公告 (大津・南部、東近江、高島)	24
土地改良区定款変更認可公告 (大津・南部)	27
○ 人事委員会規則	
※滋賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	27
○ 公安委員会公告	
警備員指導教育責任者講習新規取得講習および追加取得講習開催公告 (生活安全企画課)	27
○ 企業庁公告	
一般競争入札の公告	29
○ 病院事業庁公告	
一般競争入札の公告	31
○ 正 誤	
令和6年5月10日付け第510号滋賀県湖北健康福祉事務所告示第9号中	33

規 則

滋賀県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第40号

滋賀県税規則の一部を改正する規則

滋賀県税規則(昭和25年滋賀県規則第55号)の一部を次のように改正する。

別記様式第4号から別記様式第8号までを次のように改める。

様式第4号

1 現年課税分
2 滞納繰越分 個人県民税払込通知書

第 年 月 号 日

(宛先)
滋賀県 県税事務所長

市町長

下記のとおり個人県民税に係る徴収金を払い込みますから通知します。(単位:円)

年度月別		年度	月分	払込年月日	年 月 日		
区分		当月分			累計額		
個人県民税 払込金額	本税額						
	延滞金						
	過少申告加算金						
	不申告加算金						
	重加算金						
	合計						
森林環境税 払込金額	本税額						
	延滞金						
	過少申告加算金						
	不申告加算金						
	重加算金						
	合計						
計算の基礎 (個人市町民税・個人県民税・森林環境税の合計)	徴収金額(1)	本税額					
		延滞金					
		過少申告加算金					
		不申告加算金					
	還付金額(2)	本税額					
		延滞金					
		過少申告加算金					
		不申告加算金					
	還付金等返納額(3)	本税額					
		延滞金					
		過少申告加算金					
		不申告加算金					
	差引合計 (1)-(2)+(3)	本税額					
		延滞金					
		過少申告加算金					
		不申告加算金					
		重加算金					
		合計					
あん分率	個人県民税	前年度	特定あん分率		本年度	特定あん分率	
			確定あん分率			確定あん分率	
	森林環境税	前年度	特定あん分率		本年度	特定あん分率	
			確定あん分率			確定あん分率	

様式第5号

個人県民税賦課状況報告書

第 年 月 日

(宛先)
滋賀県 県税事務所長

市町長

滋賀県税条例第25条第1項第1号の規定により個人県民税の当初賦課状況を次のとおり報告します。
第25条第1項第2号 確定

納税義務者数(人)		退職所得に係る分離課税以外のもの				退職所得に係る分離課税のもの(エ)	合計(オ) (ウ)+(エ)	左の者のうち滋賀県税条例第17条第1項第2号に該当する者		
		均等割のみを納める者(ア)	均等割および所得割を納める者(イ)	小計(ウ) (ア)+(イ)	うち琵琶湖森林づくり県民税を納める者			うち琵琶湖森林づくり県民税を納める者		
県民税	普通徴収分									
	特別徴収分									
	合計									
市町民税	普通徴収分									
	特別徴収分									
	合計									
税額(円)		退職所得に係る分離課税以外のもの				退職所得に係る分離課税のもの(ケ)	合計(コ) (ク)+(ケ)			
		均等割額(カ)	うち琵琶湖森林づくり県民税分	所得割額(キ)	小計(ク) (カ)+(キ)					
	森林環境税									
	県民税									
	市町民税									
合計										

注 納税義務者数は、報告年度に新たに賦課決定した納税義務者数のみ計上してください。ただし、税額の各欄については、増額も含め報告年度に賦課決定した総額を計上してください。

様式第5号の2

個人県民税賦課状況明細報告書

第 号
年 月 日

(宛先)

滋賀県 県税事務所長

市町長

滋賀県税条例第25条第1項第1号の規定により個人県民税の当初賦課状況の明細を次のとおり報告します。
第25条第1項第2号 確定

		本年度において賦課した税額 (ア)			(ア)を下記に区分したもの (イ)			
		均等割額	所得割額	合計	普通徴収	特別徴収	合計	
税額(円)	退職所得に係る分離課税以外のもの	森林環境税						
		県民税						
		うち琵琶湖森林づくり県民税分						
		市町民税						
		合計						
			(イ)のうち本年度の歳入となるもの (ウ)			(イ)のうち翌年度の歳入となるもの (エ)	前年度賦課したもので本年度歳入となるもの (オ)	
			普通徴収	特別徴収	合計	特別徴収	特別徴収	
		森林環境税						
		県民税						
		市町民税						
	合計							
退職所得に係る分離課税のもの		税額 (カ)	本年度の歳入となるもの	本年度賦課のもの (キ)		前年度賦課のもの	合計(ク) (キ)+(オ)	
				退職所得に係る分離課税以外のもの (ウ)	退職所得に係る分離課税のもの (カ)	退職所得に係る分離課税以外のもの (オ)		
		森林環境税						
		県民税						
		市町民税						
	合計							
あん分率	森林環境税	特定あん分率		確定あん分率				
	県民税	特定あん分率		確定あん分率				

様式第6号

総所得金額および山林所得金額に係る個人県民税賦課額変更状況報告書

第 年 月 号 日

(宛先)
滋賀県 県税事務所長

市町長

滋賀県税条例第25条第1項第3号の規定により個人県民税賦課額の変更状況を次のとおり報告します。

(単位：人、円)

区分	県民税						市町民税			合計(ウ) (ア)+(イ)	
	納税義務者数			税額			均等割額	所得割額	計(イ)		
	均等割のみ を納める者	所得割を 納める者	計	均等割額	所得割額	計(ア)					
現年課税分	当初賦課報告額 (1)										
	変更額	地方税法第41条第1項の規定によりその例によることとされる同法第323条の規定により減免されたもの (2)									
		その他の理由により変更されたもの									
		増額分 (3)									
	減額分 (4)										
(1) - (2) + (3) - (4) 差引合計 (5)											
滞納繰越分	前年度滞納繰越分 (6)										
	変更額	地方税法第41条第1項の規定によりその例によることとされる同法第323条の規定により減免されたもの (7)									
		その他の理由により減額されたもの (8)									
	(6) - (7) - (8) 差引合計 (9)										
備考											

注 税額の一部について増減のあつた者は、人員について増減なしとして処理してください。

様式第6号の2

個人県民税の分離課税に係る所得割の課税状況報告書

第 年 月 日 号

(宛先)
滋賀県 県税事務所長

市町長

滋賀県税条例第25条第1項第4号の規定により個人県民税の分離課税に係る所得割の課税状況を次のとおり報告します。

(単位：人、円)

年度別		年度 月 分		税額			
特別徴収に よるもの	区分	特別徴収義務者数	納税義務者数	支払金額	県民税	市町民税	合計
	当月分						
	累計						
更正決定および普通徴収によるもの	更正決定によるもの	課税件数等	税額			更正決定により納付すべき税額 (a) - (b)	
			区分	退職所得控除後の退職手当等の金額	税額 (a)		既に納付の確定した金額 (b)
			県民税				
	市町民税						
	合計						
	計算の基礎	普通徴収によるもの	区分	退職所得控除後の退職手当等の金額	税額 (c)	既に徴収されたまたは徴収されるべき額 (d)	不足税額 (c) - (d)
			県民税				
			市町民税				
			合計				
	合計	区分	納税義務者数 および課税件数	税額			
当月分			県民税	市町民税	合計		
累計							

様式第7号

個人県民税滞納状況報告書

第 年 月 号 日

(宛先)
滋賀県 県税事務所長

市町長

滋賀県税条例第25条第2項の規定により個人県民税の滞納状況を下記のとおり報告します。

(単位：件、円)

	調定額(ア)		収入済額(イ)		欠損額(ウ)			
	件数	税額	件数	税額	件数	税額		
現年課税分 (1)								
滞納繰越分 (2)								
合計 (1)+(2)								
	滞納件数および税額(エ)							
	徴収猶予		職権による換価の猶予		申請による換価の猶予			
	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
現年課税分 (1)								
滞納繰越分 (2)								
合計 (1)+(2)								
	滞納件数および税額(エ)							
	滞納処分の停止		差押		その他		計	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
現年課税分 (1)								
滞納繰越分 (2)								
合計 (1)+(2)								

付表

(単位：件、円)

個人住民税および森林環境税滞納状況報告書

		調定額(ア)		収入済額(イ)		欠損額(ウ)		滞納額(エ)		個人県民税あん分率 年3月31日現在
		件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	
令和5年度以前 課税分	現年課税分(1)									
	滞納繰越分(2)									
	合計 (1)+(2)									
令和6年度以後 課税分	現年課税分(1)									
	滞納繰越分(2)									
	合計 (1)+(2)									
合計	現年課税分(1)									
	滞納繰越分(2)									
	合計 (1)+(2)									

注1 この様式および付表について、(イ)、(ウ)および(エ)の合計額は、(ア)に一致します。
 2 この様式および付表の(エ)においては、差押え中のものについても記入してください。

様式第8号

個人県民税徴収取扱費算出基準報告書

年 月 日から
年 月 日まで
第 号
年 月 日

(宛先)
滋賀県 県税事務所長

市町長

滋賀県税条例第27条第2項の規定により個人県民税に係る徴収取扱費の算出基準を下記のとおり報告します。

区分		算出基礎	乗率	交付を受けるべき金額(円)
平成19年度 以後課税分	納税義務者 の数 (人)	新たに賦課決定した納税義務者の数	3,000	
		賦課決定を取り消した納税義務者の数 (平成23年度以後課税分)	3,000	
		賦課決定を取り消した納税義務者の数 (平成21・22年度課税分)	3,300	
		賦課決定を取り消した納税義務者の数 (平成19・20年度課税分)	4,000	
		差引合計		
	還付した過誤納金額 (円)		7月から2月までの間に還付または交付処理したもの (令和6年度以後課税分) 0. _____ (令和5年度以前課税分) 0. _____	
	還付した還付加算金額 (円)		3月から6月までの間に還付または交付処理したもの (令和6年度以後課税分) 0. _____ (令和5年度以前課税分) 0. _____	
	納期前納付に対する報奨金の交付額 (円)			
	地方税法第47条第1項第5号に相当する額 (円)			
	小計 (ア)			
平成18年度 以前課税分	県に対する払込金額 (円)		0.07	
	納税通知書の交付数 (枚)		60	
	特別徴収義務者を經由する通知書の交付数 (枚)		60	
	小計 (イ)			
合計 (ア)+(イ)				

付表

個人県民税徴収取扱費算出基準明細報告書

(年度分)

		3月	4月	5月	6月	4月から 6月まで 計	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計	
納税義務者の数(人)	新たに賦課決定した納税義務者の数(既に賦課していたものを変更する場合を除く。)															
	算出基礎	第1回目														
		第2回目														
		第3回目														
	賦課決定の取消し(△) (平成23年度以後課税分)															
	賦課決定の取消し(△) (平成21・22年度課税分)															
	賦課決定の取消し(△) (平成19・20年度課税分)															
差引合計																
還付した過誤納金額	月別	金額(円)	月別	金額(円)	納期前納付に対する報奨金の交付額	月別	金額(円)	法第47条第1項第5号に相当する額	月別	金額(円)	県に賦課決定したものに限り、 県に対する払込金額(平成18年度以前)	月別	金額(円)			
	月		月			月			月							
	月		月			月			月							
	月		月			月			月							
	月		月			月			月							
	計		計			計			計							

- 注1 既に賦課決定を行った税額の増額または減額の場合は、「納税義務者の数」に計上しないでください。
- 2 普通徴収、特別徴収もしくはこれら両方の方法により納付または納入している納税義務者については、普通徴収と特別徴収でそれぞれ「1」と計上(合計「2」と計上。)せず、これらを併せて「1」と計上してください。
- 3 徴収方法の切替えを行った場合は、「納税義務者の数」に計上しないでください。
- 4 退職所得に係る分離課税の申告があつた者については、「納税義務者の数」に計上しないでください。
- 5 異なる年度分の賦課決定(既に賦課していた税額を変更するものを除く。)を同一年度に行った場合は、過年度分も含めて「納税義務者の数」に計上してください。

付 則

- この規則は、令和6年6月1日から施行する。
- この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県税規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

告 示

滋賀県告示第187号

滋賀県建設工事請負契約約款（平成8年滋賀県告示第221号）の一部を次のように改正する。

令和6年5月31日

滋賀県知事 三日月 大造

第36条ただし書中「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

第47条の2第5項および第47条の4第2項中「年2.5パーセント」を「政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率」に改める。

付 則

この告示は、令和6年6月1日から施行し、改正後の第36条ただし書の規定は、平成28年4月1日以後に新たに請負契約を締結する工事に係る前払金について適用する。

滋賀県告示第188号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項および第118条の規定に基づき、令和6年度陸上、海上および航空自衛官候補生の募集について、次のとおり告示する。

令和6年5月31日

滋賀県知事 三日月 大造

- 募集種目 令和6年度採用陸・海・航空自衛官候補生（男子・女子）
- 募集期間 令和6年6月3日(月)から令和6年6月27日(木)まで
- 試験期日
 - 筆記試験および適性検査（Web試験方式） 令和6年7月9日(火)および10日(水)のうち指定する1日
 - 口述試験および身体検査 令和6年7月12日(金)および13日(土)のうち指定する1日
- 試験場の位置および名称
 - 筆記試験および適性検査（Web試験方式） 受験者の任意の場所
 - 口述試験および身体検査
 - 実施場所
 - 口述試験 大津びわ湖合同庁舎（大津市京町三丁目1-1）
 - 身体検査 陸上自衛隊大津駐屯地（大津市際川一丁目1-1）
 - 集合場所 大津びわ湖合同庁舎（大津市京町三丁目1-1）

滋賀県告示第189号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定に基づき、滋賀県農業技術振興センターの農作物の販売に係る生産品売払代金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和6年5月31日

滋賀県知事 三日月 大造

- 委託の相手方
丸一八日市総合青果株式会社 東近江市市辺町2533番地
株式会社オーミ青果 彦根市安食中町327番地
- 委託事務の内容 滋賀県農業技術振興センターの農産物の販売に係る生産品売払代金の徴収事務
- 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 徴収の方法 現金で徴収する。

滋賀県告示第190号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和6年5月31日から令和6年6月14日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年5月31日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
県道	片岡栗東線	守山市横江町字休身295番32地先から 守山市横江町字休身287番地先まで	変更後	最小 10.0m }	343.3m	工業用地開発に係る道路整備に伴う道路区域の変更 なお、現道の供用は従前のおり
				最大 19.1m		
			変更前	最小 4.5m }	261.2m	
最大 14.5m						

滋賀県告示第191号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条および滋賀県都市計画公聴会規則(昭和44年滋賀県規則第62号。以下「規則」という。)第2条の規定に基づき、公聴会を次のとおり開催する。

令和6年5月31日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 日時 令和6年6月15日(土)午後4時から
- 2 場所 甲賀市役所別館会議室101 甲賀市水口町水口6053番地
- 3 都市計画の案の概要
 - (1) 都市計画区域の範囲 甲賀市の一部
 - (2) 甲賀都市計画 区域区分の変更

市町名	市街化区域の面積	
	変更前	変更後
甲賀市	約1,540ヘクタール	約1,559ヘクタール

- 4 公述の申出 規則第5条第1項の規定により公聴会において意見を述べようとする者は、次に掲げるところにより書面を知事に提出しなければならない。
 - (1) 書面を提出することのできる者 3(1)に示す市の区域内に住所を有する者
 - (2) 提出する書面の内容 住所、氏名、年齢、電話番号および意見の要旨を記載すること。
 - (3) 書面の提出期間 令和6年5月31日(金)から令和6年6月7日(金)まで(土曜日および日曜日を除く。)の執務時間内とする。郵送による場合は、令和6年6月7日(金)までに(5)に掲げる提出先のいずれかに到着したものを有効とする。
 なお、上記書面の提出がない場合は、公聴会を中止する。
 - (4) 公述人の選定 規則第6条の規定に基づき、書面を提出した者のうちから知事が公述人を定め、その旨を本人宛て通知する。
 - (5) 書面の提出先および案の全文の閲覧場所
 滋賀県土木交通部都市計画課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県甲賀土木事務所管理調整課 〒528-8511 甲賀市水口町水口6200
甲賀市建設部都市計画課 〒528-8502 甲賀市水口町水口6053番地

公 告

令和7年度滋賀県立総合保健専門学校学生募集公告

令和7年度滋賀県立総合保健専門学校学生を次のとおり募集する。

令和6年5月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 一般試験

(1) 対象学科および募集人員

課 程	学 科	一 般 入 学 募 集 人 員
看 護 専 門 課 程	看 護 学 科	募集人員80名のうち30パーセント程度
歯 科 衛 生 専 門 課 程	歯 科 衛 生 学 科	募集人員38名のうち15パーセント程度

(2) 修学年限

課 程	学 科	修 業 年 限
看 護 専 門 課 程	看 護 学 科	3年
歯 科 衛 生 専 門 課 程	歯 科 衛 生 学 科	3年

(3) 出願資格 次のアまたはイのいずれかに該当する者とする。

ア 高等学校または中等教育学校を卒業した者（令和7年3月卒業見込みの者を含む。）

イ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第183条の規定により高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められる者で18歳に達したもの（令和7年3月31日までに該当する見込みの者を含む。）

※ 「高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められる者」とは、次の(ア)から(カ)までのいずれかに該当する者である。

(ア) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(イ) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(ウ) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(エ) 学校教育法施行規則第150条第4号の規定に基づき文部科学大臣の指定した者

(オ) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(カ) 修業年限が3年以上の専修学校の高等課程を修了した者

(キ) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めたもの

(ク) 本校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者で、18歳に達したもの（事前に入学資格審査を行うので、別に定める日までに入学資格審査の申請を行うこと。入学資格審査の結果、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者には、入学資格を有することを証明するための入学資格認定書を交付する。）

(4) 出願手続

ア 受付期間は令和6年11月25日(月)から令和6年12月2日(月)まで(土曜日および日曜日を除く。)とし、受付時間は8時45分から17時までとする。

郵送の場合は、令和6年12月2日(月)までの日の消印のあるものを有効とする。

イ 入学志願者は、(5)に掲げる出願書類に必要事項を明記し、所定の封筒に入れ、入学考査手数料9,800円（本校受付の場合は現金または郵便為替、郵送の場合は郵便為替とすること。）を添えて、滋賀県立総合保健専門学校（〒524-0022 守山市守山五丁目4-10）に提出すること。

ウ 入学試験受験票の送付をもって出願書類受付の証とする。

(5) 出願書類

- ア 入学願書(所定の用紙に写真(縦4.0cm×横3.0cm)を貼ること。)
- イ 入学試験受験票(所定の用紙に写真(縦4.0cm×横3.0cm)を貼ること。)
- ウ 受験写真票(所定の用紙に写真(縦4.0cm×横3.0cm)を貼ること。)
- エ 高等学校または中等教育学校の卒業証明書または卒業見込証明書
- オ 高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められる者については、それを証明するもの
- カ 可否通知書送付用宛名票(所定の用紙)
- キ 入学試験受験票送付用封筒(所定の封筒)

- (6) 身体に障害を有する入学志願者の事前相談 本校に入学を希望する者で、身体に障害があり、受験上または修学上特別な配慮を必要とするものは、出願する前に本校に相談すること。
- (7) 入学者選考方法 入学者の選考は、学力試験の成績、適性検査および提出書類を総合的に判定して行う。
ア 学力試験科目

課 程	学 科	試 験 科 目
看護専門課程	看護学科	国語総合、数学Ⅰ・数学Aおよびコミュニケーション英語Ⅰ
歯科衛生専門課程	歯科衛生学科	国語総合、数学Ⅰおよび小論文

注 国語総合については、古文および漢文の範囲を除く。

イ 適性検査

- (8) 本校における個別の入学資格審査を受けようとする者は、入学資格審査手続関係書類を本校に請求し、令和6年10月25日(金)17時までに必要書類を添付した入学資格審査申請書を提出すること。審査結果通知で「滋賀県立総合保健専門学校入学資格認定書」の交付を受けた者は、本校の入学試験に出願し、受験できる。
- (9) 入学者選考試験

ア 試験日時および科目

年月日	学 科	時 間 お よ び 科 目				
		9:00~9:30	10:00~10:50	11:10~12:00	13:00~13:50	14:10~14:50
令和6年 12月26日 (木)	看護学科	受 付	国 語 総 合	数 学 Ⅰ・ 数 学 A	コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 英 語 Ⅰ	適 性 検 査
	歯科衛生学科	受 付	国 語 総 合	数 学 Ⅰ	小 論 文	適 性 検 査

イ 試験場 滋賀県立総合保健専門学校 守山市守山五丁目4-10

ウ 合格者の発表 入学者選考の結果合格した者は、令和7年1月24日(金)午前9時に滋賀県立総合保健専門学校において掲示するとともに、滋賀県のホームページにおいて受験番号で発表するほか、受験者全員に結果を通知する。

エ 不正な出願による入学許可の取消し 出願について不正の事実のあることが判明したときは、入学後においても許可を取り消すものとする。

- (10) 二次募集 入学許可予定者が募集定員に満たない場合は、別途二次募集を行うことがある。
- (11) その他 (1)から(10)までに定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

2 社会人試験

(1) 対象学科および募集人員

課 程	学 科	社 会 人 入 学 募 集 人 員
看護専門課程	看護学科	募集人員80名のうち10パーセント程度
歯科衛生専門課程	歯科衛生学科	募集人員38名のうち15パーセント程度

(2) 出願資格 1(3)アまたはイのいずれかに該当する者で、卒業後県内において看護業務または歯科衛生業務に従事することができる満22歳以上(令和7年4月1日現在)のものとする。

(3) 出願手続

ア 受付期間は令和6年9月26日(木)から令和6年10月3日(木)まで(土曜日および日曜日を除く。)とし、受付時間は8時45分から17時までとする。

郵送の場合は、令和6年10月3日(木)までの日の消印のあるものを有効とする。

イ 入学出願者は、(4)に掲げる出願書類および入学考査手数料9,800円を1(4)イに定めるところにより提出すること。

ウ 入学試験受験票の送付をもって出願書類受付の証とする。

(4) 出願書類

- ア 入学願書(所定の用紙に写真(縦4.0cm×横3.0cm)を貼ること。)
 イ 入学試験受験票(所定の用紙に写真(縦4.0cm×横3.0cm)を貼ること。)
 ウ 受験写真票(所定の用紙に写真(縦4.0cm×横3.0cm)を貼ること。)
 エ 高等学校または中等教育学校の卒業証明書
 オ 高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められる者については、それを証明するもの
 カ 可否通知書送付用宛名票(所定の用紙)
 キ 入学試験受験票送付用封筒(所定の封筒)

(5) 身体に障害を有する入学志願者の事前相談 本校に入学を希望する者で、身体に障害があり、受験上または修学上特別な配慮を必要とするものは、出願する前に本校に相談すること。

(6) 入学者選考方法 入学者の選考は、学力試験の成績、適性検査および提出書類を総合的に判定して行う。

ア 学力試験科目

課 程	学 科	試 験 科 目
看護専門課程	看護学科	数学Ⅰおよび小論文
歯科衛生専門課程	歯科衛生学科	

イ 適性検査

(7) 入学者選考試験

ア 試験日時および科目

年 月 日	学 科	時 間 お よ び 科 目			
		9:00～9:30	10:00～10:50	11:10～12:00	13:00～13:40
令和6年 10月22日 (火)	看護学科	受 付	小 論 文	数 学 Ⅰ	適 性 検 査
	歯科衛生学科				

イ 試験場 滋賀県立総合保健専門学校 守山市守山五丁目4-10

ウ 合格者の発表 入学者選考の結果合格した者は、令和6年11月14日(木)午前9時に滋賀県立総合保健専門学校において掲示するとともに、滋賀県のホームページにおいて受験番号で発表するほか、受験者全員に結果を通知する。

エ 不正な出願による入学許可の取消し 出願について不正の事実のあることが判明したときは、入学後においても許可を取り消すものとする。

(8) 本校における個別の入学資格審査を受けようとする者は、入学資格審査手続関係書類を本校に請求し、令和6年8月26日(月)17時までに必要書類を添付した入学資格審査申請書を提出すること。審査結果通知で「滋賀県立総合保健専門学校入学資格認定書」の交付を受けた者は、本校の入学試験に出願し、受験できる。

(9) その他 (1)から(8)までに定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

3 推薦試験

(1) 対象学科および募集人員

課 程	学 科	推 薦 入 学 募 集 人 員
看護専門課程	看護学科	募集人員80名のうち60パーセント程度
歯科衛生専門課程	歯科衛生学科	募集人員38名のうち70パーセント程度

(2) 出願資格および推薦要件 推薦入学を出願できる資格を有する者は、次のアからエまでのいずれにも該当し、かつ、現に在学中の高等学校または中等教育学校の長の推薦する者とする。

ア 令和7年3月に高等学校または中等教育学校を卒業する見込みの者

イ 専願である者

ウ 卒業後、県内において看護業務または歯科衛生業務に従事することができる者

エ 県内に住所を有する者

(3) 推薦人員 看護学科・歯科衛生学科 特に定めない。

(4) 出願手続

ア 受付期間は令和6年9月26日(木)から令和6年10月3日(木)まで(土曜日および日曜日を除く。)とし、受付時間は8時45分から17時までとする。

郵送の場合は、令和6年10月3日(木)までの日の消印のあるものを有効とする。

イ 入学出願者は、(5)に掲げる出願書類および入学考査手数料9,800円を1(4)イに定めるところにより提出すること。

ウ 入学試験受験票の送付をもって出願書類受付の証とする。

(5) 出願書類

- ア 入学願書(所定の用紙に写真(縦4.0cm×横3.0cm)を貼ること。)
- イ 入学試験受験票(所定の用紙に写真(縦4.0cm×横3.0cm)を貼ること。)
- ウ 受験写真票(所定の用紙に写真(縦4.0cm×横3.0cm)を貼ること。)
- エ 高等学校または中等教育学校の卒業見込証明書
- オ 推薦書(所定の用紙により、出身の高等学校または中等教育学校の長が作成したもの)
- カ 合否通知書送付用宛名票(所定の用紙)
- キ 入学試験受験票送付用封筒(所定の封筒)

(6) 身体に障害を有する入学志願者の事前相談 本校に入学を希望する者で、身体に障害があり、受験上または修学上特別な配慮を必要とするものは、出願する前に本校に相談すること。

(7) 入学者選考方法 入学者の選考は、学力試験の成績、適性検査および提出書類を総合的に判定して行う。

ア 学力試験科目

課 程	学 科	試 験 科 目
看護専門課程	看護学科	国語総合、数学Ⅰ・数学Aおよびコミュニケーション英語Ⅰ
歯科衛生専門課程	歯科衛生学科	国語総合、数学Ⅰおよび小論文

注 国語総合については、古文および漢文の範囲を除く。

イ 適性検査

(8) 入学者選考試験

ア 試験日時および科目

年 月 日	学 科	時 間 お よ び 科 目				
		9:00~9:30	10:00~10:50	11:10~12:00	13:00~13:40	14:00~14:50
令和6年 10月22日(火)	看護学科	受 付	国 語 総 合	数 学 Ⅰ・ 数 学 A	適 性 検 査	コ ミ ュ ニ ケー シ ョ ン 英 語 Ⅰ
	歯科衛生学科	受 付	国 語 総 合	数 学 Ⅰ	適 性 検 査	小 論 文

イ 試験場 滋賀県立総合保健専門学校 守山市守山五丁目4-10

ウ 合格者の発表 入学者選考の結果は、令和6年11月14日(木)に本人に通知するとともに、推薦者宛て通知する。

エ 不正な出願による入学許可の取消し 出願について不正の事実のあることが判明したときは、入学後においても許可を取り消すものとする。

(9) その他 (1)から(8)までに定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

国道8号彦根～東近江(仮称)に係る環境影響評価準備書に対する知事の意見の公告

滋賀県 滋賀県知事 三日月大造(以下「都市計画決定権者」という。)から送付のあった国道8号彦根～東近江(仮称)(以下「本事業」という。)に係る環境影響評価準備書について、環境影響評価法(平成9年法律第81号)第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第20条第1項の規定に基づき、都市計画決定権者に対して環境の保全の見地からの意見を令和6年5月30日に述べたので、滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)第40条第2項の規定により公告する。

令和6年5月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

国道8号彦根～東近江(仮称)に係る環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)に対する環境の保全の見地からの意見については、次のとおりである。

本意見に対する検討の経緯および内容については、環境影響評価書(以下「評価書」という。)に適切に記載すること。

1 全般的事項

(1) 本事業は、国道8号の改築事業として、彦根市から近江八幡市にかけて複数の市町に跨る延長約23.6kmの4車線の道路を整備するものであり、対象事業実施区域が農地、河川、住宅地等の様々な地域と重なる事業計画となっている。このため、事業実施に当たっては、周辺の土地の利用や自然環境の状況に応じて、適切な環境保全措置を講じること。

特に、準備書に示された予測評価結果では、事業実施により騒音の環境基準を超過する地域や、日照障害が生

じる地点が認められることから、これらの影響を極力低減すること。

- (2) 道路事業は、環境影響評価手続の後、工事着手まで相当の期間を要することが想定される。このため、対象事業実施区域およびその周辺における社会的状況または自然的状況に関する情報を継続的に収集し、必要に応じて、環境への影響に係る予測評価結果や環境保全措置の内容を見直すこと。

その際、必要に応じて、追加の現地調査や専門家への意見聴取を行うとともに、最新の知見や技術を積極的に取り入れる等、環境保全措置がより効果のあるものとなるよう努めること。

- (3) 本事業は、既存道路における渋滞の解消を目的の一つとして実施されるため、騒音・振動や温室効果ガスについては、本事業の実施による環境影響だけでなく、既存道路における改善効果も含めた広域的な視点での予測評価の実施を検討すること。
- (4) 評価書の作成に当たっては、準備書における誤植等を修正すること。また、論理的かつ丁寧な記述に努めるとともに、できる限り平易な表現を用い、専門用語については必要に応じて注釈を加えること等により、住民にとってより分かりやすい内容とすること。

2 個別的事項

- (1) 施設供用後の予測評価結果において、本事業の実施により環境基準を超過する地域の多くでは、防音壁の設置等の環境保全措置が検討されているが、本事業の対象道路以外の影響により環境基準を超過する地域では、環境保全措置の検討が十分ではない。これらの地域においても、必要に応じて環境保全措置を検討する等、事業実施による影響の低減に努めること。
- (2) 水底の掘削等に係る水の濁りの影響を低減するため、環境保全措置として「仮締切工法による直接流水に接しない施工」や「仮設材料による一時的な流路の切り回し」等を実施することとされているが、その検討に当たっては、河川の水象・水質に加え河床材料等も把握し、河川の特性に適合した施工方法を選択すること等により、その効果を十分発揮させること。また、水の濁りは、アユ等魚類の移動阻害の要因にもなるため、必要に応じて工事の実施時期にも配慮すること。
- (3) 予測評価結果において、重要な種全ての生息環境が保全されると評価され、環境保全措置として「移動経路の確保」、「使用重機の配慮」等を実施することとされているが、事業実施による生息域の消失、分断等の影響をできる限り回避または低減するよう、必要に応じて追加の環境保全措置を講じること。その際、移動能力の低い小型動物と移動能力の大きい大型動物とでは保全対策が異なることから、特に重要な種に関しては、その種の特性に十分配慮し環境保全措置を講じること。
- (4) 環境影響評価手続の後、工事着手まで相当の期間を要することが想定されるため、追加の現地調査等を行い、工事着手前における動物・植物の生息・生育の状況を把握するとともに、その結果を踏まえた適切な環境保全措置を講じること。また、工事車両の通行や道路の機能復旧のための工事により、動物や植物に現時点で予測し得ない環境上の影響が生じると考えられる場合は、専門家等の意見を踏まえ必要に応じて適切な処置を講じること。
- (5) 対象道路が視認でき、主要な眺望景観および身近な自然景観の変化が生じるおそれのある地点を予測地点とし、県や市の景観計画を踏まえた予測評価が行われているが、対象事業実施区域の一部は、滋賀県景観計画（令和5年4月）に記載されている「国道307号沿道景観形成地区」、「芹川河川景観形成地区」および「宇曾川河川景観形成地区」の景観重要区域と重なることから、これらの区域における沿道景観や河川景観の変化に着目した予測評価も実施すること。

また、数kmに渡る橋梁構造や盛土構造の道路が設置されることから、そのデザインや色彩、法面の緑化等については、農地や田園風景等の周辺景観、さらには地域全体と調和したものとなるよう十分配慮すること。

- (6) 対象道路により文化財、伝承文化の周辺環境や利用状況の変化はほとんど生じないと予測され、改変される既存道路に対してはアクセスルートが分断されないよう近傍に付け替え道路を整備するとされているが、これらの環境保全措置を具体的に検討する際には、文化財の場所や祭礼および神事の実施場所だけでなく、祭礼の巡行ルートや氏子の居住地域等の祭祀圏、また集落等の地域住民の生活圏が分断されないよう十分配慮すること。

3 その他

- (1) 対象事業実施区域を管轄する市町長から提出された環境の保全の見地からの意見は別添のとおりであるので、その内容に十分留意すること。
- (2) 土地の改変に伴う地下水および治水への影響、本事業に関連して実施される工事による各環境要素への影響、施設供用後における自動車走行時のタイヤ摩耗等で発生する道路粉じんによる影響等、環境影響評価の対象としていない事項についても、必要に応じて適切な対策を講じること。また、全国各地で発生している局所的・集中的な降雨等の気候変動への対応についても考慮すること。
- (3) 1(2)のとおり、本事業は、工事着手までに相当の期間を要することが想定されることから、評価書に係る手続

終了後も、必要に応じて事業計画や環境保全措置を地域住民に説明すること。

- (4) 本事業の実施に当たっては、各種法令等を遵守するとともに環境の保全に配慮し、必要に応じて関係行政機関と十分に協議を行うこと。

争議行為の通知公告

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定に基づき、大津赤十字病院労働組合執行委員長 中小路貴子から令和6年5月23日付けで2024年夏期(職場)要求に関し争議行為を行う旨の通知があったから、次のとおり公表する。

令和6年5月31日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 事件 大津赤十字病院および日本赤十字社と大津赤十字病院労働組合との間における争議行為
- 2 日時 令和6年6月3日以降要求貫徹に至るまでの期間
- 3 場所 大津赤十字病院の構内または職場
- 4 概要 あらゆる形の争議行為を実施する。

令和6年経営事項審査実施公告

建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第19条の6第1項および第21条の2第1項の規定に基づき、経営規模等評価の申請および総合評定値の請求の時期および方法等を次のとおり定めたので、公告する。

なお、経営状況分析の申請については、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の24第1項の登録経営状況分析機関が建設業法施行規則第19条の2第1項の規定に基づき公示する申請の時期および方法等に従い、行うものとする。

令和6年5月31日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 書面による申請に係る申請日および受付場所
 - (1) 書面による申請に係る受付は、決算期ごとに別表に定める申請日および受付場所において午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)行う。ただし、申請日および受付場所は、会場等の都合により変更する場合がある。
 - (2) 新たに経営事項審査申請をしようとする者(個人業者または法人業者の別および決算期の別を問わない。)は、別表に定めるもののほか、滋賀県土木交通部監理課がこの公告の日から令和6年10月30日(水)までの間において指定した日時および場所において補完的に受付を行う。
 - (3) 組織変更および承継をした者については、別表に定めるもののほか、滋賀県土木交通部監理課が指定した日時および場所において受付を行う場合がある。
- 2 書面による申請に係る受付方法
 - (1) 令和5年中に経営事項審査を受審した者に対しては、前回の審査基準月(決算月)ごとおよび主たる営業所の所在地ごとに受付日時および場所を指定し、通知する。
 - (2) 新たに経営事項審査申請をしようとする者(個人業者または法人業者の別および決算期の別を問わない。)、決算期変更が生じた者、組織変更後第1期決算を終えた者または指定した日時に都合がつかない者は、別表に定める申請日および受付場所のうちから希望するものをあらかじめ予約すること。
 - (3) 組織変更および承継をした者は、予約等について滋賀県土木交通部監理課に問い合わせること。
予約受付は、次の専用電話番号のみで行う。
専用電話番号 077-527-5678
電話予約の受付時間は、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とし、予約受付期間は、別表に定めるとおり(閉庁日を除く。)とする。
 - (4) (1)により受付日時および場所を指定された者が、経営事項審査電子申請システム(以下「システム」という。)を利用して経営事項審査申請をしようとする場合は、(3)の専用電話番号に連絡し、指定された受付日時および場所を取り消すこと。
- 3 システムによる申請に係る申請日および受付方法
 - (1) システムを利用して経営事項審査申請をする者は、システムが稼働している日および時間において、システム上で申請すること。
 - (2) 組織変更および承継をした者については、1(3)および2(3)に定めるところにより、書面による申請を行うこと。
- 4 公告に関する問合せ先

滋賀県土木交通部監理課建設業係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-4114

別表 令和6年経営事項審査申請受付時期（対象：令和6年1月～令和6年6月決算法人）

審査対象者 所在市・郡	法人 個人	審査基準月 (決算月)	申 請 日	受 付 場 所	新規申請者、決算期変更の生じた者等の電話 予約受付期間（閉庁日を除く午前9時から午後 5時まで（正午から午後1時までを除く。））
大 津 市	法人	令和6年1月、2月	令和6年7月3日(水)	大津合同庁舎3階3A会議室	令和6年6月3日(月)～令和6年6月26日(水)
		3月、4月	令和6年8月29日(木)、30日(金)		令和6年7月29日(月)～令和6年8月22日(木)
		5月、6月	令和6年10月29日(火)、30日(水)		令和6年9月27日(金)～令和6年10月22日(火)
草 津 市 山 東 市 栗 野 市	法人	令和6年1月、2月	令和6年7月3日(水)	大津合同庁舎3階3A会議室	令和6年6月3日(月)～令和6年6月26日(水)
		3月、4月	令和6年8月19日(月)、20日(火)	南部合同庁舎本館4階4A会議室	令和6年7月19日(金)～令和6年8月9日(金)
		5月	令和6年10月17日(木)		令和6年9月17日(火)～令和6年10月10日(木)
		6月	令和6年10月18日(金)		令和6年9月18日(水)～令和6年10月11日(金)
甲 湖 市 賀 南 市	法人	令和6年1月、2月	令和6年7月2日(火)	東近江合同庁舎3階3C会議室	令和6年5月30日(木)～令和6年6月25日(火)
		3月、4月	令和6年8月27日(火)	甲賀合同庁舎1階1A会議室	令和6年7月26日(金)～令和6年8月20日(火)
		5月、6月	令和6年10月28日(月)		令和6年9月27日(金)～令和6年10月21日(月)
近江八幡市 東近江市 蒲生郡	法人	令和6年1月、2月	令和6年7月2日(火)	東近江合同庁舎3階3C会議室	令和6年5月30日(木)～令和6年6月25日(火)
		3月、4月	令和6年8月22日(木)	東近江合同庁舎1階1A会議室	令和6年7月22日(月)～令和6年8月19日(月)
		5月、6月	令和6年10月24日(木)、25日(金)		令和6年9月24日(火)～令和6年10月17日(木)
彦 根 市 愛 知 郡 犬 上 郡	法人	令和6年1月、2月	令和6年7月4日(木)	湖北合同庁舎1階第1会議室	令和6年6月4日(火)～令和6年6月27日(木)
		3月、4月	令和6年8月21日(水)	湖東合同庁舎1階1C会議室	令和6年7月19日(金)～令和6年8月19日(月)
		5月	令和6年10月22日(火)		令和6年9月20日(金)～令和6年10月15日(火)
		6月	令和6年10月23日(水)		令和6年9月20日(金)～令和6年10月16日(水)
長 浜 市 米 原 市	法人	令和6年1月、2月	令和6年7月4日(木)	湖北合同庁舎1階第1会議室	令和6年6月4日(火)～令和6年6月27日(木)
		3月、4月	令和6年8月23日(金)、26日(月)		令和6年7月23日(火)～令和6年8月19日(月)
		5月、6月	令和6年10月15日(火)、16日(水)		令和6年9月13日(金)～令和6年10月8日(火)
高 島 市	法人	令和6年1月、2月	令和6年7月3日(水)	大津合同庁舎3階3A会議室	令和6年6月3日(月)～令和6年6月26日(水)
		3月、4月	令和6年8月28日(水)	高島合同庁舎2階2A会議室	令和6年7月26日(金)～令和6年8月21日(水)
		5月、6月	令和6年10月21日(月)		令和6年9月20日(金)～令和6年10月15日(火)

一般競争入札の公告

滋賀県警察情報ネットワーク端末機器の賃貸借について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和6年5月31日

滋賀県知事 三日月 大造

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品名および数量 滋賀県警察情報ネットワーク端末機器(搬入等を含む。) 一式
- (2) 借入物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 借入期間 令和7年1月1日(水)から令和11年12月31日(月)まで
- (4) 借入場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和6年滋賀県告示第22号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のように登録されている者であること。

ア 営業種目 大分類: 役務 中分類: リース・レンタル

イ 地域要件 問わない。

新たに入札参加資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。なお、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の受付に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

- (1) 必要とする書類 入札参加資格確認申請書および機能証明書
- (2) 提出期限 令和6年6月14日(金)正午まで

(3) 提出場所 滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県警察本部警務部会計課用度係 〒520-8501 大津市打出浜1番10号

4 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県警察本部警務部会計課用度係 〒520-8501 大津市打出浜1番10号 電話 077-522-1231(内線2263)
- (2) 契約条項を示す期間 令和6年5月31日(金)から同年6月24日(月)まで(土曜日および日曜日を除く。)の午前9時から午後5時までおよび同月25日(火)の午前9時から正午まで
- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは郵送により交付する。なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
- (4) 入札説明会 行わない。
- (5) 入札書の受領期限 令和6年6月25日(火)正午まで
- (6) 入札書の提出方法

ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを利用し、(5)の入札書の受領期限までに入札すること。

イ 持参による場合 紙の入札書を(5)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に持参すること。

ウ 郵便による場合 紙の入札書を(5)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に必着させること。なお、書留郵便に限るものとし、この場合の送料は自己負担とする。

(7) 開札の日時および場所 令和6年6月25日(火)午後1時 滋賀県物品・役務電子調達システムによる。

5 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定による。

- (2) 入札金額は、総賃貸借料の総額を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。詳細については入札説明書による。
- 6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。
- 7 契約書の作成の要否 要
- 8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。
- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- 9 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- 10 支払条件 前金払および部分払は行わない。
- 11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨
- 12 その他必要事項
- (1) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。
- (2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときには、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (3) 落札者は、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (4) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。
- (5) その他詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be leased: Police information network terminal equipment, 1 set
- (2) Deadline for tender: 12:00, June 25, 2024
- (3) For further information, contact: Finance Division, Police Administration Department, Shiga Prefectural Police Headquarters, 1-10 Uchidehama, Otsu-shi, Shiga 520-8501 Japan TEL 077-522-1231 (Extension 2263)

随意契約の相手方決定の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和6年5月31日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 随意契約に係る物品等または特定役務の名称および数量 給与等システム運用保守業務 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県総務部人事課 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3156
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和6年4月1日(月)
- 4 随意契約の相手方の氏名および住所 株式会社アイシーエス 代表取締役社長 法貴敬 岩手県盛岡市松尾町17番10号
- 5 随意契約に係る契約金額 52,126,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

健康福祉事務所告示

滋賀県南部健康福祉事務所告示第8号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和6年5月31日

滋賀県南部健康福祉事務所長 川上寿一

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
メディケア訪問介護事業所	草津市草津三丁目14-44木村ビル	株式会社まごころ	甲賀市水口町山3938-41	居宅介護 重度訪問介護	令和6.6.1	2510601103

滋賀県南部健康福祉事務所告示第9号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定したもののうち、次の者から廃止の届出があった。

令和6年5月31日

滋賀県南部健康福祉事務所長 川上寿一

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
メディケア訪問介護事業所	草津市草津三丁目14-44木村ビル	有限会社メディケア	守山市守山四丁目13-7-103	居宅介護 重度訪問介護	2510600121	令和6.5.31

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、南庄土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和6年5月31日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 茶野正徳

1 退任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	東清克	大津市伊香立南庄町1490番地
〃	龍圭之輔	同 所1628番地
〃	谿章夫	同 所1372番地の1
〃	谿均	同 所1331番地
〃	鎌田光生	同 所1384番地
〃	鎌田啓志	同 所1395番地
〃	鎌田彰博	同 所1380番地
監事	谿誠一	同 所958番地
〃	藤本一夫	同 所1338番地の3

2 就任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	龍圭之輔	大津市伊香立南庄町1628番地
〃	谿章夫	同 所1372番地の1
〃	鎌田光生	同 所1384番地

〃	鎌田茂和	同	所1371番地
〃	藤本勝	同	所2203番地
〃	鎌田啓志	同	所1395番地
〃	鎌田彰博	同	所1380番地
監事	東清克	同	所1490番地
〃	藤本一夫	同	所1338番地の3

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、桐生土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和6年5月31日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 茶野正徳

1 退任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	山本修	大津市桐生一丁目1番8号
〃	山元喜彦	同 市桐生二丁目15番12号
〃	古川嘉男	同 所8番13号
〃	谷口定清	同 所11番25号
〃	山本善信	同 所8番53号
監事	山本由次郎	同 市桐生一丁目14番7号
〃	山本治	同 所14番10号
〃	奥野武光	同 所11番5号

2 就任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	山本修	大津市桐生一丁目1番8号
〃	山元喜彦	同 市桐生二丁目15番12号
〃	古川嘉男	同 所8番13号
〃	谷口定清	同 所11番25号
〃	山本善信	同 所8番53号
監事	山本由次郎	同 市桐生一丁目14番7号
〃	山本治	同 所14番10号
〃	奥野武光	同 所11番5号

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、永源寺町高野土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和6年5月31日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 今井清之

1 退任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	内田久和	東近江市永源寺高野町93番地
〃	上田祥司	同 所116番地
〃	杉原増実	同 所473番地1
〃	田口敬一	同 所194番地
〃	小西太喜男	同 所956番地
〃	谷口雄三	同 所1085番地
〃	門阪慶三	同 所756番地
〃	嶋崎正市	同 所706番地
〃	岸誠彦	同 所688番地

〃	田中浩史	同	所1719番地
監事	木村與志雄	同	所334番地
〃	谷口惣治	同	所1022番地

2 就任

理事および監事の別	氏名	住	所
理事	内田久和	東近江市永源寺高野町93番地	
〃	上田祥司	同	所116番地
〃	杉原増実	同	所473番地1
〃	谷口惣治	同	所1022番地
〃	小西太喜男	同	所956番地
〃	玉冲貞彦	同	所194番地2
〃	門阪慶三	同	所756番地
〃	門阪誠一	栗東市手原三丁目10番3号	
〃	青山忠男	東近江市永源寺高野町709番地	
〃	田中浩史	同	所1719番地
監事	木村與志雄	同	所334番地
〃	内田好三	同	所992番地2

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、高島町鴨川北部土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和6年5月31日

滋賀県高島農業農村振興事務所長 森 真 里

1 退任

理事および監事の別	氏名	住	所
理事	澤井 齊	高島市武曾横山443	
〃	万木 大一	同	所488-2
〃	上原 徳治	同	所760-1
〃	清水 佐登生	同	所993
〃	本庄 敏彦	同	所1072
〃	和田 治	同	所1443
〃	横田 喜代治	同	所1373
〃	横田 金広	同	所1805
監事	兼田 雅信	同	所767
〃	澤 知義	同	市野田753
〃	八田 稔彦	同	市武曾横山2197

2 就任

理事および監事の別	氏名	住	所
理事	多湖 章郎	高島市武曾横山510-1	
〃	兼田 幸一郎	同	所817-2
〃	兼田 雅信	同	所767
〃	北坂 靖幸	同	所965
〃	山田 昌弘	同	所1066
〃	西川 忠広	同	所1412
〃	石田 正司	同	所1364
〃	横田 晴也	同	所1327
監事	和田 治	同	所1443
〃	澤 知義	同	市野田753

〃	八 田 稔 彦	同 市武曾横山2197
〃	兼 田 治 雄	同 所805

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、草津用土地改良区の定款の変更は、令和6年5月24日に認可した。

令和6年5月31日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 茶 野 正 徳

人 事 委 員 会 規 則

滋賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月31日

滋賀県人事委員会委員長 池 田 美 幸

滋賀県人事委員会規則第21号

滋賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

滋賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年滋賀県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表12甲賀広域行政組合の表中「課長、所長」の右に「、室長」を加え、「および」を「、室長補佐、」に改め、「係長」の右に「および主幹」を加える。

付 則

この規則は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

公 安 委 員 会 公 告

警備員指導教育責任者講習新規取得講習および追加取得講習開催公告

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(新規取得講習・追加取得講習)を次のとおり実施する。

令和6年5月31日

滋賀県公安委員会委員長 大 塚 良 彦

- 1 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第2号に規定する警備業務(以下「2号警備業務」という。)
- 2 講習日時
 - (1) 新規取得講習 令和6年7月4日(木)から同月11日(木)まで(土曜日および日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで
 - (2) 追加取得講習 令和6年7月9日(火)および同月10日(水)の午前9時から午後5時まで
- 3 修了考査 新規取得講習については令和6年7月12日(金)午前9時から100分間、追加取得講習については同日午前9時から35分間
- 4 講習場所 大津市打出浜1番6号 大津市勤労福祉センター
- 5 受講定員 新規取得講習および追加取得講習を合わせて30人
- 6 講習科目 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第5条および第6条に規定する講習事項
- 7 受講対象者
 - (i) 新規取得講習 受講申込みを行う日において、警備員指導教育責任者資格者証または警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」という。)の交付を受けていない者であって、次のいずれかに該当するものとする。
 - ア 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条

- に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの
- (2) 追加取得講習 受講申込みを行う日において、2号警備業務以外の警備業務の区分の資格者証等の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものとする。
- ア 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者
- ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの
- エ 旧1級検定に合格した者
- オ 旧2級検定に合格した者であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの
- 8 受付期間 令和6年6月5日(水)から同月13日(木)まで(土曜日および日曜日を除く。)とする。ただし、定員に達し次第締め切る。
- 9 申込場所 滋賀県内の最寄りの警察署
- 10 申込方法 6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付した警備員指導教育責任者講習受講申込書1通に、次の(1)または(2)に掲げる書類を添付して申込場所に提出すること。
- (1) 新規取得講習の場合
- ア 7(1)アに該当する者については、2号警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)および履歴書
- イ 7(1)イに該当する者については、1級検定の合格証明書の写し
- ウ 7(1)ウに該当する者については、2級検定の合格証明書の写しおよび警備業務従事証明書
- エ 7(1)エに該当する者については、旧1級検定の合格証の写し
- オ 7(1)オに該当する者については、旧2級検定の合格証の写しおよび警備業務従事証明書
- (2) 追加取得講習の場合
- ア 7(2)アに該当する者については、資格者証等の写し、警備業務従事証明書および履歴書
- イ 7(2)イに該当する者については、資格者証等の写しおよび1級検定の合格証明書の写し
- ウ 7(2)ウに該当する者については、資格者証等の写し、2級検定の合格証明書の写しおよび警備業務従事証明書
- エ 7(2)エに該当する者については、資格者証等の写しおよび旧1級検定の合格証の写し
- オ 7(2)オに該当する者については、資格者証等の写し、旧2級検定の合格証の写しおよび警備業務従事証明書
- 11 受講料 申込時に、新規取得講習にあつては38,000円、追加取得講習にあつては14,000円に相当する額の滋賀県警察関係事務手数料収入証紙により納付すること。なお、納付した受講料は、申込受理後は、申込みを取り消した場合、講習を受けなかった場合等でも還付しない。
- 12 携行品 筆記具および警備業関係法令集を持参すること。
- 13 集合時間等 集合時間等の詳細については、申込時に交付する「講習のしおり」を参照すること。
- 14 実施委託 この講習は、一般社団法人滋賀県警備業協会に委託して実施する。
- 15 問合せ先 滋賀県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話077-522-1231)または各警察署の生活安全課もしくは生活安全刑事課
- 16 その他 天災その他不可抗力の事態により、講習日、場所等を変更し、または講習を中止する可能性があるため、滋賀県警察本部ホームページで最新の情報を確認すること。

企業庁公告

一般競争入札の公告

令和6年度における滋賀県企業庁財務会計システム構築・運用保守業務委託契約について、次のとおり特定調達契約に係る総合評価方式による一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6および第167条の10の2の規定により公告する。

令和6年5月31日

滋賀県企業庁長 藤原久美子

1 入札に付する事項

- (1) 業務名および数量 滋賀県企業庁財務会計システム構築・運用保守業務 一式
- (2) 業務の内容等 入札説明書および別冊仕様書(以下「入札説明書等」という。)による。
- (3) 委託期間 構築業務は、契約締結日から令和7年3月31日までとする。運用保守業務は令和7年4月1日から令和12年3月31日とする。
- (4) 委託場所 滋賀県企業庁 野洲市吉川3382
- (5) 予定価格 61,350,000円(消費税および地方消費税を含まない。)
- (6) 本入札は、入札書と併せて業務に係る提案書の提出を受け、入札価格以外の評価項目と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札である。詳細は、入札説明書等による。

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和6年滋賀県告示第22号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。申請は随時受け付けるが、審査および登録までに時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手続に間に合わないことがある。

物品・役務電子入札システムまたは滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 TEL 077-528-4314

- (5) 平成31年4月1日以降に、都道府県等の公営企業の財務会計システムに係る開発業務の受託契約を締結した実績を有する者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

- (1) 必要とする書類 様式9の「入札参加資格確認申請書」および2(5)の実績を有することを証する書類
- (2) 提出期間 持参の場合は、令和6年5月31日(金)から令和6年6月10日(月)まで(土曜日および日曜日を除く。)の9時から17時まで(正午から13時までを除く。)とする。郵送の場合は、令和6年6月10日(月)17時必着とする。
- (3) 提出場所 4(1)に示す場所。

4 入札執行の日時、場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所および問合せ先 滋賀県企業庁経営課財務係 〒520-2401 野洲市吉川3382 TEL 077-589-4706 FAX 077-589-4715 電子メール na01100@pref.shiga.lg.jp
- (2) 契約条項を示す期間 令和6年5月31日(金)から令和6年7月1日(月)まで(土曜日および日曜日を除く。)の9時から17時まで(正午から13時までを除く。)
- (3) 入札説明書等の交付方法 入札説明書等は、(1)に示す場所または郵送により交付するほか、滋賀県ホームページ「事業者の方」の「入札・売却・指定管理」の「公告一覧(物品・委託・役務)」からダウンロードすることができる。郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
- (4) 入札説明会の日時および場所 実施しない。
- (5) 質問および回答の方法等 「質問票」(様式は任意)に質問内容を記入し、持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法にて(1)に示す場所へ提出すること。併せて、持参以外の方法で提出する場合は、提出した旨を

(1)に示す問合せ先により電話により伝えること。

持参の場合は、令和6年5月31日(金)から令和6年6月10日(月)まで(土曜日および日曜日を除く。)の9時から17時まで(正午から13時までを除く。)とする。郵送・FAX・電子メールの場合は、令和6年6月10日(月)17時までの到着分のみ受け付ける。

ただし、「質問票」の提出の前に、または同時に、様式9の「入札参加資格確認申請書」を、(1)に示す場所に提出し、確認を得ること。

質問に対する回答は、令和6年6月14日(金)までに質問者へ書面(文書、電子メールまたはFAX)にて回答する。なお、質問のあった事項については、入札参加資格書を提出した者全てに対して回答する。

- (6) 入札書および提案書の提出期間 令和6年6月17日(月)から令和6年7月1日(月)まで(土曜日および日曜日を除く。)の9時から17時まで(正午から13時までを除く。)
- (7) 入札書および提案書の提出場所および提出方法 (1)に示す場所に直接または郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。郵送による場合の送料は、自己負担とする。なお、入札書および提案書については、入札説明書の3(3)の方法により必ず封筒に入れておくこと。
- (8) 開札の日時および場所 令和6年7月2日(火)14時 滋賀県企業庁新管理本館1階小会議室(野洲市吉川3382)
- (9) 対面評価 令和6年7月12日(金)を予定。対面による提案内容の説明の機会を設定し、実施日程について連絡を行うので、該当入札参加者は、対応すること。なお、都合により日程を変更する場合がある。
- (10) 落札決定 令和6年7月下旬。(9)の対面評価を経て決定するので、日程が前後する場合がある。

5 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県公営企業会計規程(昭和47年滋賀県企業庁規程第10号)第99条および第109条において準用する滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。
- (2) 落札者の決定は、総合評価一般競争入札方式をもって行うので、入札参加者は、入札書とともに本業務に係る提案書を提出しなければならない。
- (3) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法

- (1) この公告に示した業務を履行することができる滋賀県企業庁が認めた入札参加者であって、滋賀県公営企業会計規程および滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で入札書を提出した入札参加者のうち、滋賀県企業庁財務会計システム構築・運用保守業務委託に係る落札者決定基準に基づき、提案内容を公平かつ客観的に評価し、提案書の内容による評価点(以下「技術点」という。)に入札価格による評価点(以下「価格点」という。)を加算した評価点(以下「総合評価点」という。)の最も高い者を落札者とする。
- (2) 総合評価点の構成は、次のとおりとする。

総合評価点(1,000点満点) = 技術点(750点満点) + 価格点(250点満点)

10 支払条件 前金払および部分払は行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

(1) 入札参加者に要求される事項

ア 入札参加者は、入札説明書等を参考に入札書および提案書を作成し、4(6)に示す期間内に、4(1)に示す場所へ提出すること。提案書に必要な書類、部数等については、入札説明書等による。

イ 入札参加者は、落札者の決定までの間において滋賀県企業庁から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。

(2) 代理人が入札を行う場合、代理人は入札開始前に入札執行者に委任状を提出しなければならない。なお、この場合の委任状の提出方法ならびに入札書への記名および押印については入札説明書による。

- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときであっても、再度の入札は行わない。
- (4) 落札者は、特段の事情がない限り、落札決定の日以後7日以内(契約担当者が特別の理由があると認めるときは、指定の期日まで)に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。
- (6) その他詳細は、入札説明書等による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the services required : The construction of a new Financial Accounting System for Public Enterprise Agency, Shiga Prefectural Government
- (2) Deadline for tender : 17 : 00, July 1st, 2024
- (3) For further information, contact : General Affairs Division, Public Enterprise Agency, Shiga Prefectural Government, 3382, Yoshikawa, Yasu-shi, Shiga 520-2401 Japan TEL 077-589-4706

病院事業庁公告

一般競争入札の公告

滋賀県立総合病院における放射線治療システムの購入について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和6年5月31日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品名および数量 放射線治療システム 一式
- (2) 購入物品の特質等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和7年3月31日(月)
- (4) 納入場所 滋賀県立総合病院 守山市守山五丁目4番30号

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和6年滋賀県告示第22号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のように登録されている者であること。

営業種目 大分類：物品 中分類：医療用機器・医療用品

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録までに時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

- (5) この公告に示した物品またはこれと同等のものを納入することができる者であること。
- #### 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(4)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。
- (1) 必要とする書類 入札参加資格確認申請書および仕様書に示した技術的要件を満たしていることを証するための書類。なお、仕様書に示した技術的要件を満たしていることを証するための書類は次のとおりとする。
 - ア 入札する物品のメーカー、製品名、型番、数量の一覧(仕様書「Ⅰ. 調達物品名および構成内容」に対応したもの。)
 - イ 技術的要件に対する対応状況を示す文書(仕様書「Ⅲ. 技術的要件」の各項目に対して説明し、それを証明するために必要な資料を添付すること。)
 - ウ 全体構成図または配置図、特徴を示す文書、カタログ、性能や機能の詳細を説明する文書等

エ 保守体制にかかる説明書(仕様書「V. 1. メンテナンスおよび障害支援体制にかかる要件」の各項目に対して説明し、体制図、提出を求めている書類および説明に必要な資料を添付すること。)

(2) 提出期限 令和6年6月7日(金)15時まで

(3) 提出場所

ア 滋賀県物品・役務電子調達システム(詳細は(4)アによる。)

イ 滋賀県立総合病院総務課施設用度係 〒524-8524 守山市守山五丁目4番30号 電話 077-582-5031

(4) 提出方法

ア 電子申請による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを使用し(2)に示す提出期限までに(3)アにより入札参加資格確認申請をすること。ただし、滋賀県物品・役務電子調達システムによる入札参加資格確認申請はファイルを添付することができないので、電子で入札参加資格確認申請を行う場合は、別途、提出期限までに必要とする書類をイまたはウにより提出すること。

イ 持参による場合 必要とする書類を(2)に示す提出期限までに(3)イに示す場所に持参すること。

ウ 郵送による場合 必要とする書類を(2)に示す提出期限までに(3)イに示す場所に必着させること(書留郵便に限る。)。また、この場合の送料は、自己負担とする。

(5) 入札に参加する資格を有するかどうかの審査の結果は令和6年6月13日(木)までに通知する。

4 入札執行の日時、場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先

ア 滋賀県物品・役務電子調達システム

イ 滋賀県立総合病院総務課施設用度係 〒524-8524 守山市守山五丁目4番30号 電話 077-582-5031
FAX 077-582-5931

ウ この入札に関する問合せはイに示す場所で受け付ける。

エ 入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、令和6年6月7日(金)15時までにイに示す場所に書面で提出すること。提出された質問を確認した後、令和6年6月13日(木)までを目途に、滋賀県物品・役務電子調達システムの添付ファイルに回答を添付する。また、滋賀県立総合病院総務課にて掲示する。

(2) 契約条項を示す期間

ア 滋賀県物品・役務電子調達システム 令和6年5月31日(金)から令和6年6月25日(火)まで

イ 滋賀県立総合病院総務課施設用度係 令和6年5月31日(金)から令和6年6月25日(火)まで(土曜日および日曜日を除く。)の9時から17時まで

(3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)アもしくはイに示す場所または郵送により交付する。郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

(4) 入札説明会の日時および場所 行わない。

(5) 入札書の提出期間 令和6年6月14日(金)から令和6年6月25日(火)まで(土曜日および日曜日を除く。)の9時から17時まで

(6) 入札書の提出方法

ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを使用し(5)に示す入札書の提出期間内に入札すること。ただし、3(4)の入札参加資格確認申請書の提出にあたり滋賀県物品・役務調達システムを使用せず、紙のみで行った場合は、滋賀県物品・役務電子調達システムの制約上、電子入札ができないため、イまたはウにより提出すること。

イ 持参による場合 入札書を(5)に示す入札書の提出期間内に(1)イに示す場所に持参すること。

ウ 郵送による場合 入札書を(5)に示す入札書の提出期間内に(1)イに示す場所に必着させること(書留郵便に限る。)。また、この場合の送料は、自己負担とする。

(7) 開札の日時および場所 令和6年6月26日(水)9時30分 滋賀県物品・役務電子調達システム

5 入札方法等

(1) 入札執行については、滋賀県病院事業会計規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第18号)、滋賀県財務規則および滋賀県病院事業庁の物品等または特定役務の調達の特例を定める規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第19号)の規定によるものとする。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。
- 7 契約書の作成の要否 要
- 8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。
 - (1) 滋賀県病院事業会計規程第95条の規定に該当する入札
 - (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- 9 落札者の決定方法 この入札に参加する者に必要な資格を有すると滋賀県病院事業庁が認めた入札参加者であつて、滋賀県病院事業会計規程の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- 10 支払条件 前金払および部分払は行わない。
- 11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨
- 12 その他必要事項
 - (1) 入札参加者に要求される事項 入札参加者は、開札日の前日までの間において滋賀県病院事業庁から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。
 - (2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。ただし、滋賀県物品・役務電子調達システムにより入札する場合は、委任者から承認を受け、当該システムに委任情報を登録された代理人に限る。
 - (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときには、再度の入札を行うことがある。なお、失格となった者または無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
 - (4) 落札者は、落札決定の日以後7日以内(契約担当者が特別の理由があると認めるときは、指定の期日まで)に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
 - (5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあつた場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。
 - (6) その他詳細は入札説明書、仕様書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Radiation treatment system, 1 set
- (2) Deadline for tender : 17 : 00, June 25, 2024
- (3) For further information, contact: General Affairs Division, Shiga General Hospital, 5 - 4 - 30 Moriyama, Moriyama-shi, Shiga 524-8524 Japan TEL 077-582-5031

正 誤

令和6年5月10日付け第510号滋賀県湖北健康福祉事務所告示第9号中

ページ	行	誤	正
7	29	2570301750	2560390318

